厚生労働大臣 -(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿 -(国立保健医療科学院長)

機関名 学校法人北里研究所 北里大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 島袋 香子。

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費/厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査 状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進	开究事	業/厚生	労働科学特	別研究事業					
2. 研究課題名薬価制度抜本改革に係る	5医薬	品開発環境	竟および流	通環境の実態調査研究					
3. 研究者名 (<u>所属部局・職名) 薬学</u> 語	部臨床[医学(医	薬開発学)・	· 教授					
(氏名・フリガナ) 成川	衙.	ナルカワ	マチル						
4. 倫理審査の状況	(4-)	7 10 14 7							
4. 뻐娃眷追の扒仇	該当長	‡の有無	<i>5</i>	E記で該当がある場合のみ記	- λ (‰ι)				
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)				
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		н							
遺伝子治療等臨床研究に関する指針									
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)									
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		ш							
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)									
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守する)審査が済んでいる場合は、「審	F査済み」にチェッ				
クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は その他 (特記事項)	、「未審	査」にチェッ	ックすること。						
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。									
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」や「臨床研究」という。	研究に関	する倫理指針	計」に準拠する	5場合は、当該項目に記入する	こと。				
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行	r為へ0)対応につ	かいて						
研究倫理教育の受講状況	を請 🔳	常■ 未受講 □							
6. 利益相反の管理									
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策	定	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:							
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	1	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関:							
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	1	育■ 無〔	□(無の場合は	はその理由:)				
当研究に移るCOIについての装道・管理の有無	7	5 D ## 1	■ (有の組合)	ナその内容・)				

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿 -(国立保健医療科学院長)-

> 機関名 中央大学

所属研究機関長 職 名 学長

> 氏 名 福原 紀彦

次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費/厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状 況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1.	研究事業名	地域医療基盤開発控	<u>推進研究事業/厚生労働科学特別研究事業</u>
2.	研究課題名	薬価制度抜本改革に	C係る医薬品開発環境および流通環境の実態調査研究
3.	研究者名	(所属部局・職名)	商学部・教授
		(氏名・フリガナ)	三浦 俊彦・ミウラ トシヒコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)				
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)		
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針							
遺伝子治療等臨床研究に関する指針							
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)							
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針					0		
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)							

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェッ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 🗆	

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:)

(留意事項) 該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

				機	関名	国立	大学法人	.千葉大学	*
· ·	所	属研究核	幾関長	職	名	学長			
				氏	名	中山	俊憲		印
	 >11c	-112 - 2005	and the same of the same of					77 - 1971/32	
次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査	事業	費の調金	査研究(こお	ける	、倫理者	6 金状况	及び利益	相反等の官
理については以下のとおりです。	Compression	-b- alle						-	
1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業 地域医療基盤開発推進研究事業									
2. 研究課題名 薬価制度抜本改革に係る医薬品開発環境および流通環境の実態調査研究									
3. 研究者名 (所属部局・職名) 大学院薬学研究院・准教授									
(氏名・フリガナ) 小林	江梨	子・コ	バヤシ	工	リコ				
4. 倫理審査の状況									la.
The state of the s	該当·	性の有無			左記	で該当な	がある場合	かみ記入	(%1)
	有	無	審査	済み		審査し	た機関		未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針									
遺伝子治療等臨床研究に関する指針									
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)									
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		=						(•)(
その他、該当する倫理指針があれば記入すること				П					
(指針の名称:) (※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ	13=3		- 大人四		A mate	本状次)	でいる根点	×/+ 「第本	
クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は						THE ACT OF THE	((, 2) an E	I (A. THE M.	(A)
その他(特記事項)									
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」を「臨床研究に関する倫理指針」を「臨床研究」	开究に関	킬 する倫理	指針」に	準拠-	する場	合は、当	i該項目に訂	己入するこ	<u> </u>
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行									
研究倫理教育の受講状況 受講 ■ 未受講 □									
6. 利益相反の管理			i i				-		
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 ■ 無 □(無の場合はその理由:									
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:)								
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無		有■:	無 口(無	の場合	合はそ	の理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無		有口:	無 📕 (有	有の場	合は	その内容)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

[・]分担研究者の所属する機関の長も作成すること。